山林内への立入規制のお知らせ

更新日　令和８年９月２９日

森林整備事業に伴うヒノキ伐採、間伐木の搬出作業実施により、下記の期間中は対象の山林内へ立入しないでください。
事業期間中は、高性能林業機械・チェーンソーを使用した倒木の危険が伴うため、安全確保の観点から、該当区間の山道の通行はできません。

登山等利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

事業箇所　秩父郡横瀬町大字横瀬字高篠地内
林小班 7-9、7-12、7-15、7-22

規制区間　高篠から金晶寺　ルート

規制期間　令和 8 年 10 月 5 日から令和 9 年 2 月 28 日まで

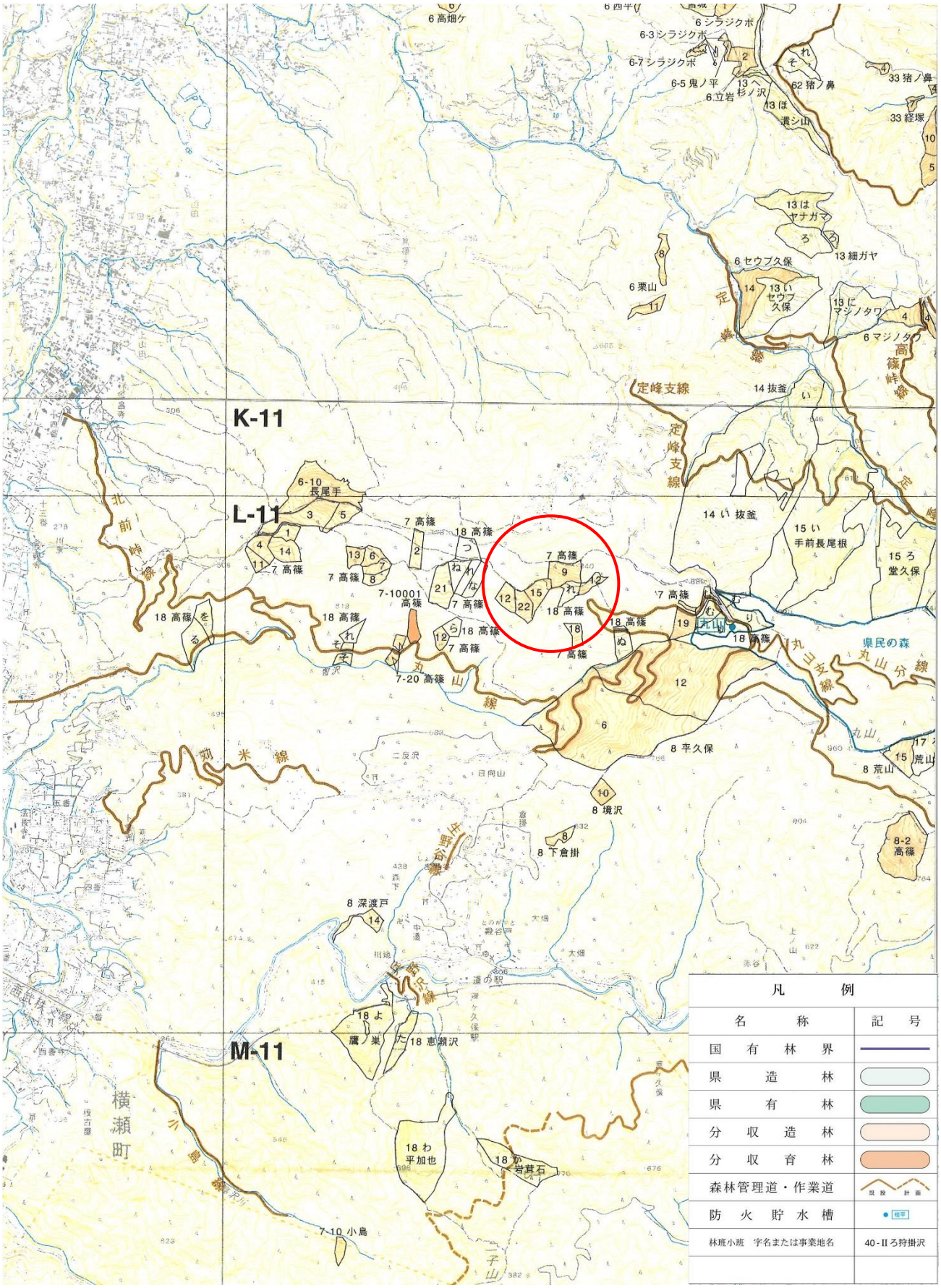
※作業工程の進捗状況や天候により、変更となる場合があります。

事業発注者
公益社団法人埼玉県農林公社　森林局
秩父市日野田町 1-1-44
連絡先　TEL　0494（25）0291

事 業 名　　8 社営林 搬出間伐 事業 №8

事業箇所　　秩父郡横瀬町大字横瀬字高篠地内

林小班　7-9-1, 9-2, 12-1, 12-3, 15-1, 22-2



案 内 図

事 業 名	8 社営林 搬出間伐 事業 No.8
事業箇所	秩父郡横瀬町大字横瀬字高篠地内
林 小 班	7-9-1, 9-2, 12-1, 12-3, 15-1, 22-2

